

西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業 実施計画 (改訂版)



平成 25 年 3 月

西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進委員会

目 次

1. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業	1
1-1. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業の概要.....	1
2. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業実施計画	3
2-1. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業実施計画の役割.....	3
2-2. 保谷駅北部エリアの実施計画.....	4
2-3. 保谷駅南部エリアの実施計画.....	9
2-4. 田無駅南部エリアの実施計画.....	12
2-5. 東大生態調和農学機構及び市域全体エリアの実施計画.....	14
2-6. 市域に係るソフト事業の実施計画.....	16
2-6-1. 『めぐみちゃんマーケット等の開催』.....	16
2-6-2. 『めぐみちゃんメニューの開発』.....	17
2-6-3. 『農のアカデミーの開設』.....	18
2-6-4. 『農とのふれあい散歩道づくり』.....	19
資料	
西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進委員会設置要綱.....	21
西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進委員会委員名簿.....	23

1. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業

1-1. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業の概要

西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業について、事業の目的と概要について整理する。

(1) 事業の目的

農地は、安全で安心な農産物を供給する生産の場であるとともに、貴重な緑地空間、教育資源、災害時の避難場所など、様々な役割と可能性を兼ね備えたものになっている一方で、市街化の進行や担い手・後継者不足など農業を継続していくには、とても厳しいものになっている。

このような中で西東京市では、東京都の支援策を活用し、貴重な農地をこれからも残していくために、平成22年3月に「西東京市都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン」を策定した。本事業は、このモデルプランで示された農地の持つ多面的機能発揮の展開案の事業化について検討し、実現可能なものを実施計画として整理した上で推進していくものである。

(2) 事業の概要

西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業は、4つのエリアの特徴を活かした事業と、市域に係る4つのソフト事業で構成され、それらを相互に連携させながら推進していくものである。また、本事業の推進体制を以下のように示す。

■ 4つのエリアを活かした事業展開

保谷駅北部エリア： 「花摘みの丘」と、「農のアカデミー体験実習農園」を整備。

保谷駅南部エリア： 「農のアトリエ【蔵の里】」を整備。

田無駅南部エリア： 「緑のアカデミー事業エリア」を設定・活用。

東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構（旧東大農場）（以下「東大生態調和農学機構」という。）及び市域全体エリア：「(仮称) 農業普及啓発プロジェクト」を展開する。

■ 4つのソフト事業の展開

めぐみちゃんマーケット等の開催： 各エリア等で市内産農産物の販売を行い、市民の関心を高める。

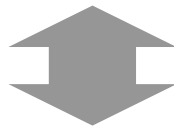
めぐみちゃんメニューの開発： 農家と商店、市民の協力で地産地消の商品開発を行う。

農のアカデミー開設： 各ライフサイクルに対応して農とのふれあいや体験学習ができるような場と機会を設ける。

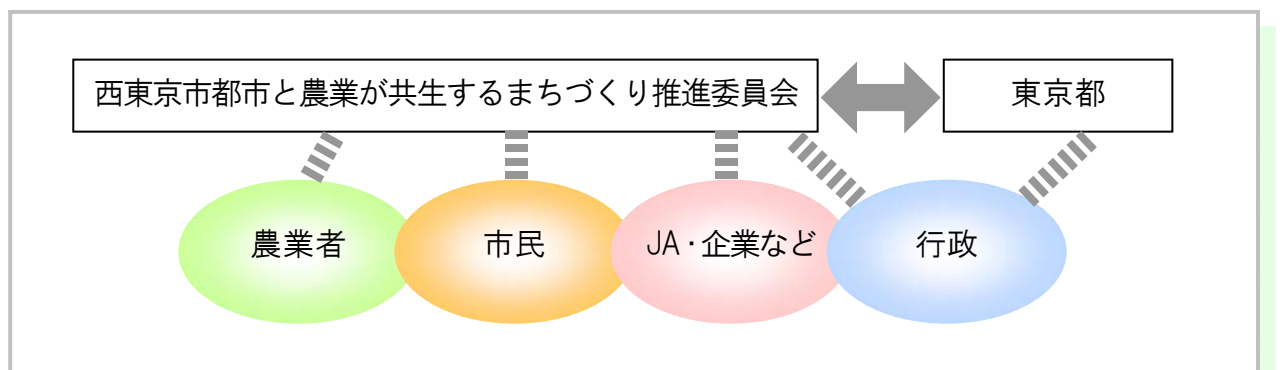
農とのふれあい散歩道づくり： 各エリアやエリア間での農とのふれあいや学習ができるルートを設定し、サイン等を作る。

■4つのエリアを活かした事業展開

■4つのソフト事業の展開



■推進体制



2. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業実施計画

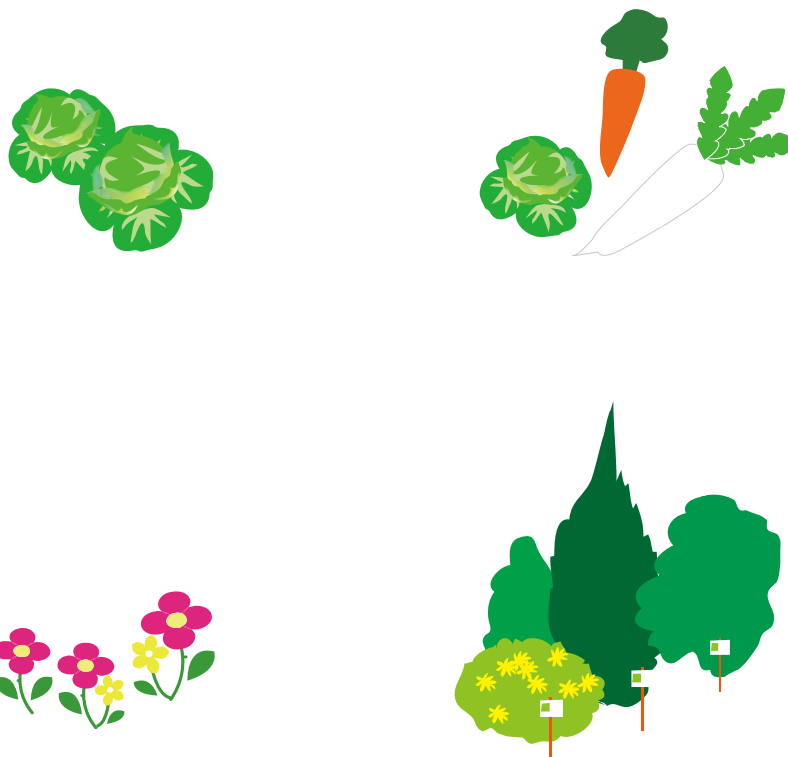
2-1. 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業実施計画の役割

西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業の実施計画の役割は、以下ようになる。

□実施計画の役割

「西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業実施計画」は、「西東京市都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン」の中の実現可能なものを整理し、協力農家との合意形成など関係者との調整を進める中で、「西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進委員会」に諮りまとめたものである。これらを踏まえ、実施計画の役割や位置付けは、以下のようにとらえる。

- 実施計画は、西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業を実施していくための基本となる計画とする。
- 本事業は、東京都の支援を受けながら平成23年度から平成25年度までの3カ年に行うもので、実施計画は事業のメニューと概要、実施スケジュールを設定したものである。
- 本事業は、農業者をはじめとする様々な関係者の協力によって効果的に実施するために、適宜見直しを行うものとする。
- 各エリアの区域は、モデルプランをもとに、主たる範囲としたものであり、実施計画においては周辺域なども含めて変更可能なものとする。



2-2. 保谷駅北部エリアの実施計画

(1) 事業のねらいと実施方針

保谷駅北部エリアでの、都市と農業が共生するまちづくり事業のねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

保谷駅北部エリアの特徴である花を活かした農園と、市民が農とふれあえる場の2つの交流拠点を整備し、保谷駅北部エリアの顔づくりを行うとともに、農とのふれあい散歩道として、農地のほか、農業体験農園や直売所、屋敷林、緑地保全地域などをつなぎ、農と緑が多く残る保谷駅北部エリアの特徴を伝える中で、農の様々な機能にふれ、関心を高めてもらいます。

■事業の実施方針

- ① 「花摘みの丘」と、「農のアカデミー体験実習農園」を整備し、保谷駅北部エリアの顔づくりを行います。
- ② 保谷駅北部エリアの特徴を活かした農とのふれあい散歩道の設定や、農業・農地の多面的機能の発揮を行います。
- ③ ほかのエリアよりも先行して整備を行うことより、リーディング的な役割を担います。

(2) 事業の概要と実施主体

保谷駅北部エリアでの各整備事業の概要と実施主体は、以下のようになります。

事業名	整備事業の概要	実施主体
●「花摘みの丘」整備	農業者の敷地内で、ビニールハウスと露地を活用し、一年を通して花の摘み取りと生産・販売を行います。小高い丘状の景観を活かしながら、市民にとって愛着のある花とのふれあい拠点とします。	農業者、市
●「農のアカデミー体験実習農園」整備	「農のアカデミー体験実習農園」を整備し、ライフサイクルに対応した「農のアカデミー」を実施します。	農業者、市

(3) 事業のプログラム

保谷駅北部エリアでの各整備事業のプログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
●「花摘みの丘」整備	整備 (平成24年3月完了)				実施	
●「農のアカデミー体験実習農園」整備	整備 (平成24年3月完了)				実施	

(4) 交流拠点の整備方針と整備内容

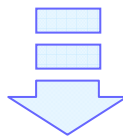
保谷駅北部エリアの2つの交流拠点は、以下のような整備方針と整備内容となります。交流拠点が地域や市内外と連携することによって多面的機能が発揮されます。

□整備方針

「花摘みの丘」を核とした農の交流拠点

<花摘みの丘>

- 花の摘み取り農園として運営します。
- ビニールハウスと露地を活用し、一年を通して花の摘み取りと生産・販売を行います。
- 小高い丘状になっている風景を景観ポイントとして活かします。



地域や市内外との連携で期待される多面的機能の発揮

- 花の景観として地域の景観に貢献（景観形成機能）
- 花の摘み取り体験の場として活用（レクリエーション・コミュニティ機能）
- 災害時一時避難所としてビニールハウス・井戸等を防災施設として活用（防災機能）
- めぐみちゃんマーケットへの場所の提供（農産物供給機能）

□整備内容

花摘みの丘

- 花の摘み取り園として運営
- ビニールハウスと露地を活用し、一年を通して生産・販売をする。
- 農の景観ポイントとなる。

- 新規ビニールハウスとして整備

- 既存ビニールハウス内で出荷用の花の栽培

- 奥の畑への道路を確保

- 受付、販売

- 宅地

- 防災用井戸

車廻しエリア

- 花摘みの丘の入口整備(看板等)
- めぐみちゃんマーケットへの場所の提供

- 景観スポットとして活用

- 既存畑、ビニールハウス

- 既存畑と花の摘み取りエリアの境界となるフェンス等の設置

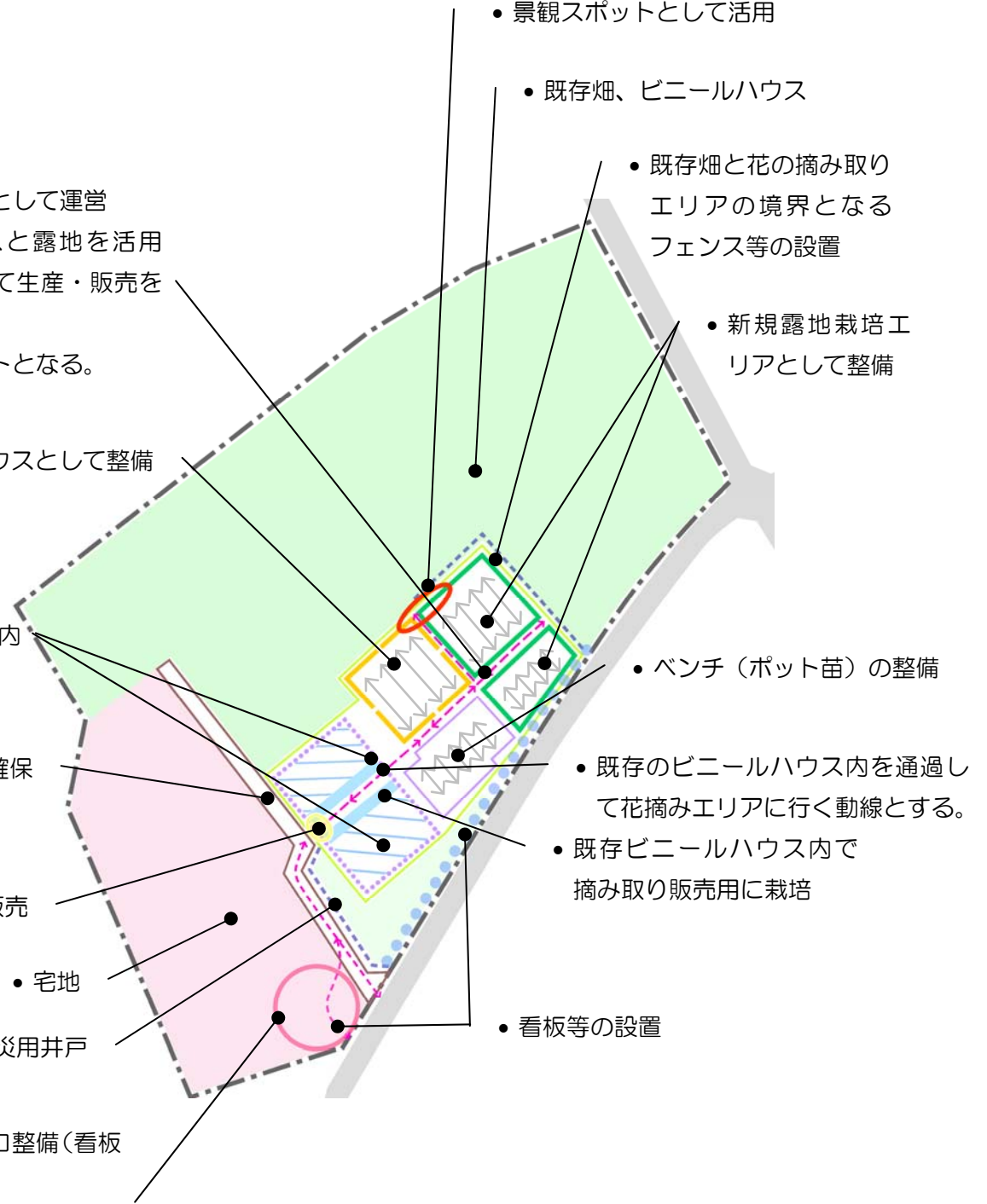
- 新規露地栽培エリアとして整備

- ベンチ(ポット苗)の整備

- 既存のビニールハウス内を通過して花摘みエリアに行く動線とする。

- 既存ビニールハウス内で摘み取り販売用に栽培

- 看板等の設置



□整備方針

「農のアカデミー体験実習農園」を核とした農の交流拠点

<農のアカデミー体験実習農園>

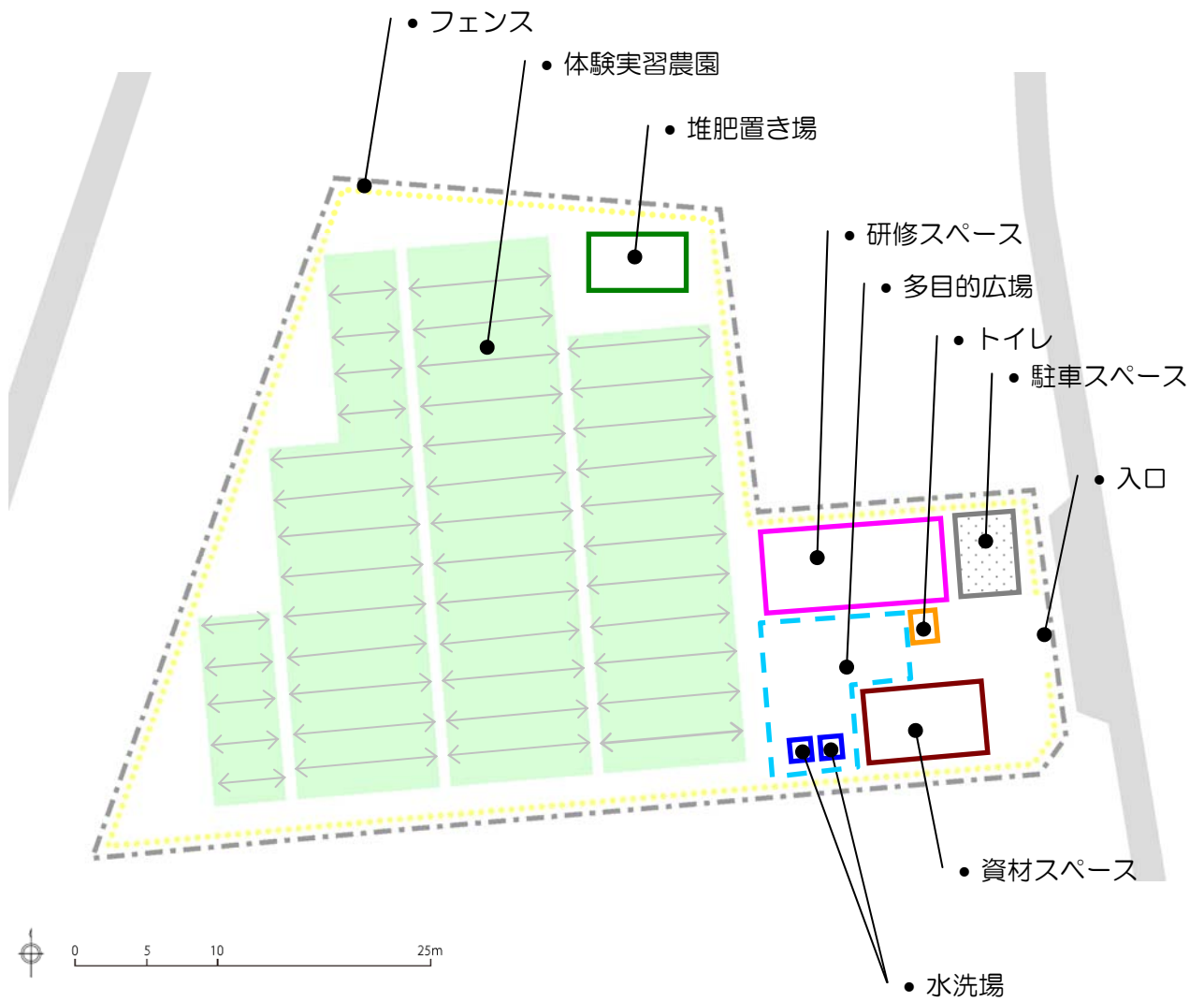
- 子ども達などが農とふれあえる場として活用します。
- 援農ボランティア等のスキルアップや情報交流の場として活用します。



地域との連携で期待される多面的機能の発揮

- 農業体験や文化交流の場として活用（レクリエーション・コミュニティ機能）
- 農とふれあえる場の提供（教育機能）
- めぐみちゃんマーケットへの場所の提供（農産物供給機能）

□整備内容



2-3. 保谷駅南部エリアの実施計画

(1) 事業のねらいと実施方針

保谷駅南部エリアでの、都市と農業が共生するまちづくり事業のねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

蔵をエリアの景観シンボルとした交流拠点を整備し、保谷駅南部エリアの特徴である果物を活かしためぐみちゃんマーケットの開催のほか、農とのふれあい散歩道として、果物等の直売所、農地や農業体験農園、屋敷林、緑地保全地域などをつなぎ、保谷駅南部エリアの特徴を伝える中で、農の様々な機能にふれ、関心を高めてもらいます。

■事業の実施方針

- ① 蔵を景観シンボルとした「農のアトリエ【蔵の里】」を交流拠点として整備し、保谷駅南部エリアの顔づくりを行います。
- ② 保谷駅南部エリアの特徴を活かした農とのふれあい散歩道の設定や、農業・農地の多面的機能の発揮を行います。
- ③ 先行して実施する保谷駅北部エリアの展開を検証しつつ、エリアの特徴を活かせるように進めます。

(2) 事業の概要と実施主体

保谷駅南部エリアでの整備事業の概要と実施主体は、以下のようになります。

事業名	整備事業の概要	実施主体
●「農のアトリエ【蔵の里】」整備	既存の蔵を昔の風景と農具の展示空間や、交流スペース、情報交換、勉強会の場として活用します。めぐみちゃんマーケットの開催などにも貸し出し、蔵をシンボルとした交流拠点とします。	農業者、市

(3) 事業のプログラム

保谷駅南部エリアでの整備事業のプログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
●「農のアトリエ【蔵の里】」整備	検討		整備		実施	

(4) 交流拠点の整備方針と整備内容

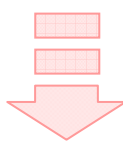
保谷駅南部エリアの交流拠点は、以下のような整備方針と整備内容となります。交流拠点が地域や市内外と連携することによって多面的機能が発揮されます。

□整備方針

「農のアトリエ【蔵の里】」を核とした農の交流拠点

<農のアトリエ【蔵の里】>

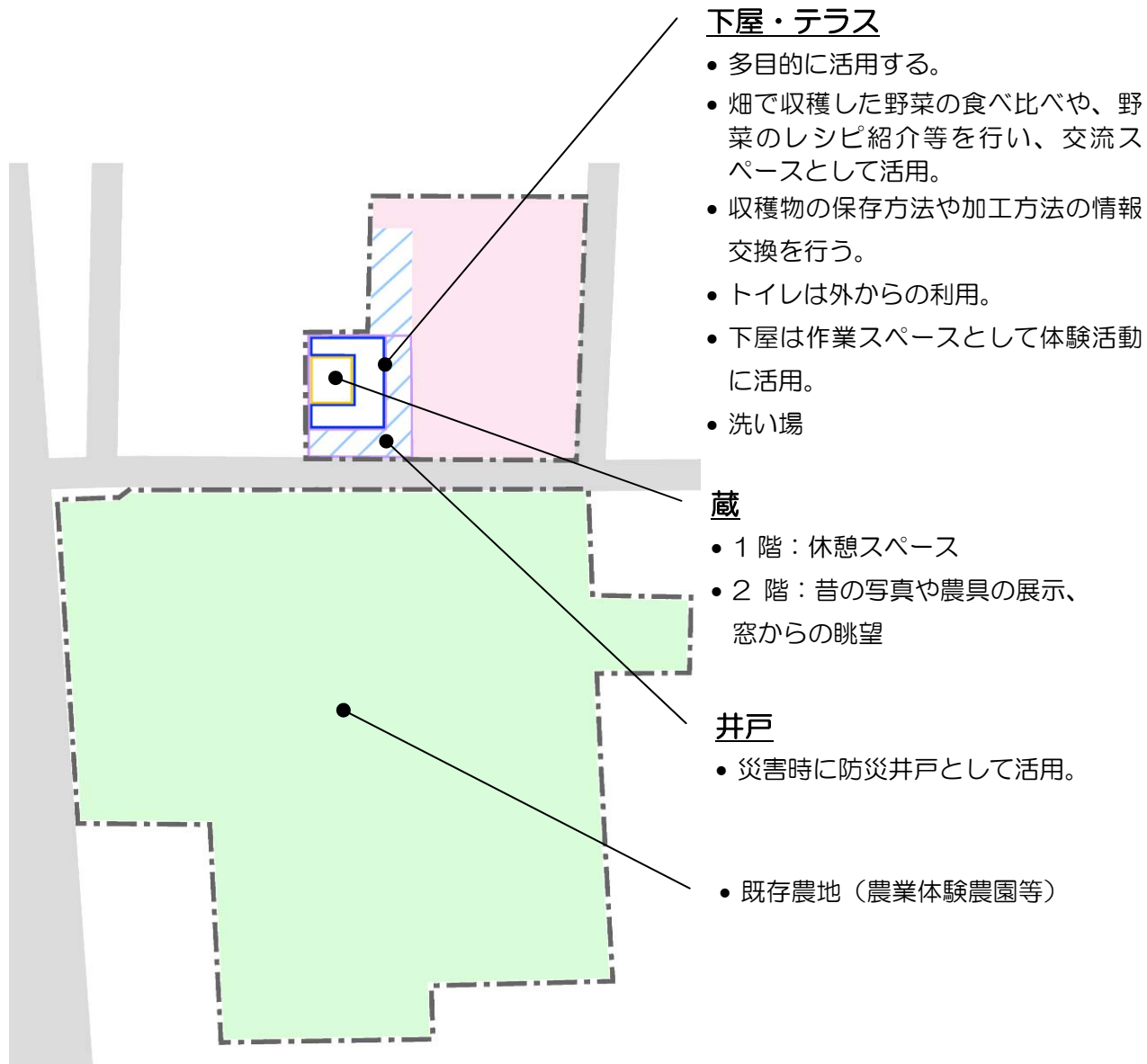
- 蔵を昔の風景や農具の展示スペースとして利用します。
- 蔵を畑で収穫した野菜の食べ比べや、レシピ紹介等の交流スペースとして活用します。
- 蔵を収穫物の保存方法や加工方法の情報交換や勉強会の場として活用します。
- 井戸を掘り、防災井戸として農地の防災学習に活用します。
- めぐみちゃんマーケットの開催の場所提供などで協力します。



地域や市内外との連携で期待される多面的機能の発揮

- 「まちの農業」を知る学習の場として活用（教育機能）
- 蔵を地域の景観シンボルとして活用（景観形成・歴史文化伝承機能）
- 農業体験や文化交流の場として活用（レクリエーション・コミュニティ機能）
- 防災用井戸の整備など、災害時に農業との連携を研究する場として活用（防災機能）
- めぐみちゃんマーケットなどへの場所の提供（農産物供給機能）

□整備内容



下屋・テラス

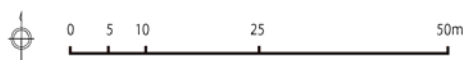
- 多目的に活用する。
- 畑で収穫した野菜の食べ比べや、野菜のレシピ紹介等を行い、交流スペースとして活用。
- 収穫物の保存方法や加工方法の情報交換を行う。
- トイレは外からの利用。
- 下屋は作業スペースとして体験活動に活用。
- 洗い場

蔵

- 1 階：休憩スペース
- 2 階：昔の写真や農具の展示、窓からの眺望

井戸

- 災害時に防災井戸として活用。
- 既存農地（農業体験農園等）



2-4. 田無駅南部エリアの実施計画

(1) 事業のねらいと実施方針

田無駅南部エリアでの、都市と農業が共生するまちづくり事業のねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

田無駅南部エリアの中心となる多摩湖自転車道路を活かした交流エリアを設定し、田無駅南部エリアの特徴である植木を活かした講習会（緑のアカデミー）の開催のほか、農とのふれあい散歩道として、植木畑、直売所、屋敷林などをつなぎ田無駅南部エリアの特徴を伝える中で、農の様々な機能にふれ、関心を高めてもらいます。

■事業の実施方針

- ① 多摩湖自転車道路沿いに交流エリアを設定し、植木を活かした講習会を開催し、田無駅南部エリアの顔づくりを行います。
- ② 田無駅南部エリアの特徴を活かした農とのふれあい散歩道の設定や、農業・農地の多面的機能の発揮を行います。
- ③ 先行して実施する保谷駅北部エリアの展開を検証しつつ、エリアの特徴を活かせるように進めます。

(2) 事業の概要と実施主体

田無駅南部エリアでの事業の概要と実施主体は、以下のようになります。

事業名	事業の概要	実施主体
●緑のアカデミーの実施	多摩湖自転車道路沿いに交流エリアを設定し、田無駅南部エリアの特徴である植木を活かした講習会（緑のアカデミー）を開催する他、樹木プレートや案内看板を設置します。	農業者、JA、市

(3) 事業のプログラム

田無駅南部エリアでの事業のプログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
●緑のアカデミーの実施	検討					
			実施			

(4) 交流エリアの事業内容

田無駅南部エリアの「交流エリア」は、以下のような事業内容となります。交流エリアの設定・活用によって、植木を活かした多面的機能が発揮されます。

□事業内容

「緑のアカデミー」での農の交流と発信

<緑のアカデミー>

- 植木のことや剪定などが学べる講習会等を開催します。
- 樹木プレートや案内看板を設置します。



地域連携で期待される多面的機能の発揮

- 植木の知識と関心を高めることで緑の学習の場として活用（教育機能）
- 植木にふれながら散策を楽しむとともに、交流を深めるエリアとして活用（レクリエーション・コミュニティ機能）
- めぐみちゃんマーケットへの場所の提供（農産物供給機能）

2-5. 東大生態調和農学機構及び市域全体エリアの実施計画

(1) 事業のねらいと実施方針

東大生態調和農学機構及び市域全体エリアのねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

交流、情報発信及び販売などの機能を融合させた「(仮称)ファームカー」を整備するとともに、イメージビデオ、イメージソングを制作し、それらの機能を複合的に活用する(仮称)農業普及啓発プロジェクトを実施することで、市民をはじめ、より多くの方々のまちの農業への理解と関心を高めます。

■事業の実施方針

- ① 東大生態調和農学機構エリアでは、(仮称)農業普及啓発プロジェクトを活用し、東大生態調和農学機構との連携を図る中で、季節ごとの特徴を活かし、その魅力や多面的機能を紹介する事業を実施します。
- ② (仮称)ファームカーの機能及び機動性を活用することで、各エリアの事業と連携したイベントを実施し、相乗効果を高めます。
- ③ (仮称)農業普及啓発プロジェクトとの連携が可能な事業と積極的にタイアップすることで、様々な場面で農業の普及啓発に努めます。
- ④ イメージビデオやイメージソングは、田無庁舎及び保谷庁舎に設置するモニターでの活用など、日常的な利用方法を検討します。

(2) 整備事業の概要と実施主体

東大生態調和農学機構及び市域全体エリアでの事業の概要と実施主体は、以下のようになります。

事業名	整備事業の概要	実施主体
●「(仮称)農業普及啓発プロジェクト」	車両、映像、楽曲等を制作し、市民が楽しみながら、農業を知る場を提供します。	市、農業者、JA、市民等

(3) 整備事業のプログラム

東大生態調和農学機構及び市域全体エリアでの事業のプログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
●「(仮称)農業普及啓発プロジェクト」				検討		準備・実施

(4) 整備方針と整備内容

東大生態調和農学機構及び市域全体エリアは、以下のような整備方針と整備内容となります。(仮称) 農業普及啓発プロジェクトが地域や市内外と連携することによって多面的機能が発揮されます。

□整備方針

「(仮称) 農業普及啓発プロジェクト」での農の交流と情報発信

<(仮称) 農業普及啓発プロジェクト>

- モニターや音声機能を搭載するとともに、農産物の販売設備を併せ持った(仮称)ファームカーを整備します。
- 西東京市の農業や農業者を紹介することで、まちの農業への理解を深めるイメージビデオを制作します。
- 市民等が耳にすることができるまちの農業をイメージさせるイメージソングを制作します。



(仮称) 農業普及啓発プロジェクトを通じて期待される多面的機能の発揮

- 東大生態調和農学機構の潜在する魅力を導き出すことで新たな地域資源としての活用(交流機能)
- エリアごとの事業と連携することで、点から面へ効果を波及させる機能として活用(連携機能)
- 連携可能な様々な事業や日常的に活用(情報発信機能)



2-6. 市域に係るソフト事業の実施計画

2-6-1. 『めぐみちゃんマーケット等の開催』

(1) 事業のねらいと実施方針

めぐみちゃんマーケットの事業のねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

西東京市の農産物の旬の時期に、“めぐみちゃんマーケット”として販売イベントを行うことで、市内産農産物について市民へ周知し、市内産農産物を通して農への関心を高めます。

■事業の実施方針

- ① 市域で旬の時期に合わせて開催し、市民へ市内産農産物の情報提供をすることを主眼とします。
- ② 各地域エリアの交流拠点を中心として展開します。
- ③ 各地域エリアの特徴と旬を活かした展開を行い、エリア毎に主体的に取り組みます。

(2) 実施事業の概要と実施主体

めぐみちゃんマーケットの実施事業の概要と実施主体は、以下のようになります。

事業名	実施事業の概要	実施主体
●めぐみちゃんマーケット等の開催	(仮称)ファームカー等を活用し、各地域エリアそれぞれの特徴を活かした旬の農産物の情報発信と販売を行います。マーケットの開催場所は、各地域エリアの交流拠点を中心とします。	農業者、JA、市、市民等

(3) 実施事業のプログラム

めぐみちゃんマーケットの実施事業のプログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
●めぐみちゃんマーケット等の開催			検討		企画	準備・開催

■西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」

—市民と農家の宝もの けやきの里のめぐみです—



「めぐみちゃん」は一般公募により平成 17 年に決定したキャラクターで、キャベツをイメージした女の子です。

「めぐみちゃん」は、西東京市の農産物と農業のことを知ってもらうために活躍しています。

2-6-2. 『めぐみちゃんメニューの開発』

(1) 事業のねらいと実施方針

めぐみちゃんメニューの事業のねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

西東京市産の農産物を使用しためぐみちゃんメニューの仕組みを構築し、農業と商業などの異なる分野が一体となって、農業の振興や地域経済の活性化に取り組みます。

■事業の実施方針

- ① めぐみちゃんメニューの仕組みを構築するとともに、農業者と飲食店等の交流機会を提供します。
- ② 農業者が生産する農産物を使用しためぐみちゃんメニューを飲食店等が開発し、市民をはじめとする消費者等に広く提供します。
- ③ 市内産農産物の安定的な供給体制などを検討する中で、農業者と飲食店等の新たな連携を創出します。

(2) 実施事業の概要と実施主体

めぐみちゃんメニューの開発の実施事業の概要と実施主体は、以下のようになります。

事業名	実施事業の概要	実施主体
● めぐみちゃんメニューの開発	<p>農業者と飲食店等が市内産農産物を使った飲食店の看板メニュー、加工品等の開発を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① めぐみちゃんメニューのルールや認定基準などを構築します。 ② 農業者と飲食店等の顔合わせの機会を設定します。 ③ めぐみちゃんメニューの応募及び認定を行います。 ④ 認定されためぐみちゃんメニューを広く周知します。 	農業者、飲食店等、市、市民等

(3) 実施事業のプログラム

めぐみちゃんメニューの開発の実施事業のプログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
● めぐみちゃんメニューの開発		仕組みづくり				実施

2-6-3. 『農のアカデミー開設』

(1) 事業のねらいと実施方針

農のアカデミーの事業のねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

農のアカデミー事業を展開し、各ライフサイクルに対応した、農とのふれあいや体験学習ができる場や機会を提供します。

■事業の実施方針

子ども達などの農とのふれあいの場や、援農ボランティア等のスキルアップや情報交換を図る場を提供します。

(2) 実施事業の概要と実施主体

農のアカデミーの実施事業の概要と実施主体は、以下のようになります。

事業名	実施事業の概要	実施主体
●農のアカデミー開設	子ども達などに農にふれあえる機会を提供するとともに、援農ボランティアのスキルアップ等のための農のアカデミーを開設し、併せて、農家と援農ボランティアのマッチングなどの機会を作ります。	農業者、JA、市、市民等

(3) 実施事業のプログラム

農のアカデミーでの実施事業のプログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
●農のアカデミー開設		準備				
				実施		



2-6-4. 『農とのふれあい散歩道づくり』

(1) 事業のねらいと実施方針

農とのふれあい散歩道の事業のねらいと実施方針は、以下のようになります。

■事業のねらい

まとまった農地や屋敷林等の農の風景ポイントや、各エリアの交流拠点、農業体験農園や直売所を巡る農とのふれあい散歩道を抽出し、情報発信することで、西東京市の農業・農地の多面的機能について、市民に周知し、農への理解と関心を高めます。

■事業の実施方針

- ① 農の多面的機能の情報発信の仕組みとして、「農とのふれあい散歩道」を位置付けます。
- ② 各地域エリアにおいて、「農とのふれあい散歩道」の設定や、地域の農の情報発信のルートづくりを行います。
- ③ イベント等を通じて各エリアの拠点の特性と他の散策ルートとの連携を図る中で、各地域エリアの農の風景ポイント等を巡れるような、サイン整備を行います。

(2) 実施事業の概要と実施主体

農とのふれあい散歩道の各実施事業の概要と各実施主体は、以下のようになります。

事業名	実施事業の概要	実施主体
●農とのふれあい散歩道づくり	農とのふれあい散歩道を設定します。ルートには、それぞれの要素を紹介し、散策する方にとって魅力あるルートにします。	農業者、市、市民等
●樹木プレート、案内看板等の設置	農とのふれあい散歩道等の案内表示は、エリアの特徴を活かしたサイン等を活用し、整備をします。	農業者、市、市民等

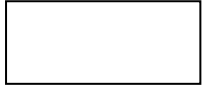
(3) 実施事業のプログラム

農とのふれあい散歩道での各実施事業プログラムは、以下のようになります。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
●農とのふれあい散歩道づくり				検討	検討・実施	
●樹木プレート設置			検討		実施	
●案内看板設置			検討	実施		



資 料



□西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン（平成22年3月策定。以下「モデルプラン」という。）を実現するための実施計画（以下「実施計画」という。）の作成及び進行管理をするため、西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について所掌し、その結果を市長に報告する。

- (1) 実施計画の作成
- (2) 実施計画の進行管理及び実施計画に対する助言等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施計画に関し市長が必要と認めた事項

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 一般公募による西東京市民 2人以内
- (2) 学識経験者 1人
- (3) 西東京市内の農業団体の職員 2人以内
- (4) 西東京市内の農業者 3人以内
- (5) 関係行政機関等の職員 4人以内

第4 任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 委員会

委員会は、会長が招集し、会長が委員会の議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7 公開

委員会は、原則として公開で行うものとする。ただし、委員会の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第8 地区別の部会の設置

会長は、第2に定める事項について必要と認めるときは、地区（モデルプランに定めるモデル検討地域をいう。以下同じ。）別の部会を置くことができる。

2 地区別の部会の組織、運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第9 報償

市長は、第3第5号に規定する関係行政機関等の職員を除く委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で報償を支給する。

第10 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業振興課において処理する。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

□西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進委員会委員名簿

平成 25 年 3 月 1 日現在

	氏 名	構成区分	所 属
会 長	伊藤 泰彦	学識経験者	武蔵野大学環境学部
副会長	貫井 正彦	西東京市内の農業者	
委 員	石黒 敦子	公募市民	
委 員	長谷川 孜	公募市民	
委 員	町田 彰	西東京市内の農業団体の職員	東京みらい農業協同組合
委 員	宇田川 勝	西東京市内の農業団体の職員	東京みらい農業協同組合
委 員	村田 秀夫	西東京市内の農業者	
委 員	本橋 英次	西東京市内の農業者	
委 員	柴田 修一	関係行政機関等の職員	東京都農業振興事務所農務課長
委 員	山田 豊	関係行政機関等の職員	都市整備部まちづくり総合調整特命主幹
委 員	高井 譲	関係行政機関等の職員	みどり環境部みどり公園課長
委 員	坂本 眞実	関係行政機関等の職員	教育部教育企画課長